



裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成21年(行ツ)第361号 平成21年(行ヒ)第472号
決 定 日	平成22年9月30日
裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	宮 川 光 治 櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 横 田 尤 孝 白 木 勇
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	名古屋高等裁判所平成21年(行コ)第21号(平成21年9月17日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年9月30日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 佐々木 由紀子

当事者目録

上告人兼申立人	内田隆
上告人兼申立人	
上告人兼申立人	
上告人兼申立人	
上記5名訴訟代理人弁護士	新海 聡 ほか
被上告人兼相手方	名古屋市長 河村 たかし
同補助参加人	自由民主党名古屋市議員団
同代表者団長	桜井 治 幸



これは正本である。

平成 22 年 9 月 30 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 佐々木 由紀子

